

議案第 九十四 号

鳥取県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び

同組合規約の変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十六条第二項の規定により、

昭和四十七年四月一日から北条町羽台村中学校組合を鳥取県町村職員退職手当組合に加入させ、既に廃止された八頭衛生施設組合を鳥取県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体から除く等のため、同組合の規約を次のとおり変更する。

昭和四十七年九月十八日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十七年九月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



鳥取県町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約

鳥取県町村職員退職手当組合格約の一部を次のように改正する。

別表中「日野町江府町衛生施設組合」を「日野町江府町日南町衛生施設組合」に改め、  
「八頭衛生施設組合」を削り、「北条町羽合町泊村中学校組合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法第二百八十六条第一項の規定による許可を受け九日から施行し、昭和四十七年四月一日から適用する。